

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港(地点)名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
入道崎昆布浦岸壁	南寄り10m/s以上、他8m/s以上	1m以上	500m以下
門前漁港防波堤岸壁	10m/s以上	1m以上	500m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 10m/s以上	波高 1m以上
------------	---------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
8m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高0.5m以上 又はうねり階級3以上	横揺れ10度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 10m/s以上	波高 1.0m以上
------------	-----------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、見張りをいっそう慎重に行うとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 500m以下

(着岸の可否判断)

第4条 船長は、着岸地点付近の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着岸を中止し、適宜の海域での避泊、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港(地点)名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
入道崎昆布浦岸壁	10m/s以上	1m以上	500m以下
門前漁港防波堤岸壁	10m/s以上	1m以上	500m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 船長は、運航の可否判断、運航中止の措置内容を日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。